

(社)日本医療社会事業協会広告取り扱い要綱

1.目的

この要綱は当協会において広告を円滑に取り扱うことを目的とし、以下に必要な事項を定める。

2.広告の採用

医療社会事業、保健医療ソーシャルワーク、社会福祉、および関連領域に関する出版物・行事・機器・企業等の広告で、当協会が発行する出版物に掲載することが適当と認められるもの、または会員への発送物に同封することが適当と認められるものとする。なお、掲載・同封の可否は、事務局長の判断による。

3.広告募集

「医療と福祉」については、出版部が下記の料金規定に基づき口頭または文章にて広告の募集を行い、入稿にあたっては版下原稿を受け付ける。団体および企業から掲載依頼があった場合も、同様の取り扱いとする。「日本医療社会事業協会ニュース」等の発行時の広告同封については、事務局が必要に応じて取り扱うこととする。

4.広告料金

料金は下記の通り定め、掲載・同封後に事務局が請求および徴収を行う。

(1) 広告料金

1 頁	裏表紙(表)	80,000 円
	裏表紙(裏)	50,000 円
	本文	30,000 円
1/2 頁	裏表紙(表)	40,000 円
	裏表紙(裏)	25,000 円
	本文	15,000 円

(2) 求人広告料金

本文	5,000 円
----	---------

(3) 「日本医療社会事業協会ニュース」等同封料金

20 グラムまで一通あたり 30 円

なお、広告同封による送料超過の場合は、その実費徴収を行う。

委託業者に支払う差し込み料等については、広告依頼者と委託業者の間で直接交渉を行うこととする。

5.改廃

本要綱の改廃は、理事会の承認を得て行うことができる。

付則

この要綱は 2004(平成 16)年 2 月 8 日から施行する。

(この要綱は 2004 年 2 月 8 日第 5 回理事会にて承認された)